新型コロナウイルス感染症(COVID-19)流行にあたり 全国の大学保健管理施設が行う業務や助言の目安

2020年3月16日

公益社団法人全国大学保健管理協会理事会(代表理事 川村 孝)

このたびの新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の流行に際し、各大学において保健管理施設の業務の実施方法や大学への助言内容について検討しておられることと拝察いたします。参考までに、(公社)全国大学保健管理協会の理事会として2020年3月中旬時点における目安をまとめましたので、お示しいたします。

1. はじめに

1) 現況の認識

- (1) COVID-19の病原ウイルスに対する特異的免疫を有している人はいないために流行が拡がりやすく、また軽症例が多く無症状に近い例もあるため、すべての感染者を捕捉することが困難であり、病原ウイルスが潜行したまま拡大していると推察される。したがって、この先、蔓延は避けられないことを認識する。一方で、蔓延するとは言え、多くの人は発症しないと見込まれることも認識する。
- (2) COVID-19の若年の感染者は比較的少なく(武漢からの報告に依れば、20歳未満の感染者は全体の2%、30歳代は8%)、また、若年感染者では軽症例がほとんどを占める。
- (3) 施策の狙いは「病原ウイルスを制圧する」ことではなく、「発症者の重症化を食い止める」ことと、流行を穏やかにして「社会機能を維持する」ことが主眼となる。

2) 対策の基本

- (1) 感染対策の基本は、①密集しないこと、②ものを共用しないこと――である。集合する場合は、できるだけ距離を保つ(目安は手を伸ばして触れない程度)。機器・道具や什器を複数者で共用する場合は、取り扱う人が変わるたびにできるだけ消毒を行う。
- (2) 大学が行う業務を、①予定通り実施しなければならない業務、②代替手段に置き換えることができる業務、③延期できる業務、および④中止できる業務――に仕分ける。
- (3) 実施する業務については、感染対策を十分に施す。

2. 保健管理施設の業務の遂行

- 1) 学生の定期の健康診断について
 - (1) 学生の健康診断は、一般に、大きな集団で、屋内で、言葉を交わしながら、また用具・機器を共用して行われる。したがって感染リスクが高くならないよう配慮する必要がある。
 - (2) 日程については、法令で6月30日までの実施が求められているが、特別な状況であるため、延期することも検討される。しかし、実習・研修等に先だって健康状態の把握が要求されることも多く、また多数の学生が参加する健康診断の実施期間を別の時

期に設定したり委託業者を確保することが容易ではないことから、各大学の実情に応じて実施する時期や項目、方法を変更したり簡略化するなど、柔軟に対応してよいと考える。

- (3) 健康診断のねらいは健康状態の把握およびそれに対する適切な指導であり、そのために①問診、②診察(もしくは対面観察)、および③臨床検査を行う。問診は事前に配布した問診票の回収やウエブ上での回答で可能であるが、多人数に対する診察や臨床検査は遠隔で行うことが難しい。したがって問診のみ行い、その結果、特に必要と思われた者に対して、個別あるいは十分な空間を確保できる規模の集団単位で診察や検査を行うなど、密集を避ける方法も考えられる。会場に集合して診察や検査を行う場合も、個人間の距離をとる、消毒薬を配備・使用する、換気を行うなど、十分な対策を講ずる。
- (4) 胸部X線検査は、感染症法の規定により、第一学年の者および教育や診療に従事する者(実習生を含む)に必須となっている。これらの者には、個別もしくは十分な空間を確保できる規模の集団で実施することが考えられる。
- (5) 就職活動において、健康診断書もしくは健康診断証明書の提出が求められることがある。健康状態は雇入時健康診断で評価すること、また健康診断結果で採否を決定してはならないことになっていることから、提出するのは健康診断結果ではなく、健康診断を受けたという事実を証明する文書、あるいは感染症流行のために健康診断は延期して実施する予定であることを示す文書(いずれも手書きを含む)とすることも考えられる。
- 2) 職員の健康診断および有害業務に従事する学生・職員の健康診断
 - (1) 職員の定期および雇入時等の一般健康診断については、この状況下では延期して も差し支えないとされている(厚生労働省のQ&A)。
 - (2) 職員の特殊健康診断ならびに学生・職員の放射線同位元素等規制法に基づく健康 診断については、法令の規定に沿って実施するよう努める。
- 3) 診療・相談について
 - (1) 電話やビデオ通信で代替できるものは置き換える。
 - (2) 有症状・無症状にかかわらず、対面で行う必要がある場合は、サージカルマスクを着用し、手洗いやアルコール消毒等の手指衛生処置を頻回に行うなど、標準予防策を遵守する。聴診器等の接触型の用具もこまめに消毒する。(日本医師会『新型コロナウイルス感染症が疑われる者の診療に関する留意点について』ならびに国立感染症研究所・国立国際医療研究センター『新型コロナウイルス感染症に対する感染管理』参照)
 - (3) インフルエンザや溶連菌感染の迅速検査は、飛沫の発生を誘発する可能性があるため、原則として行わない。聞き取りのみで処方することも許容される。
- 3. 大学の業務・行事に対する助言
 - 1) 大学の授業について
 - (1) 質や量が確保されるのであれば、e-learningなどの代替措置が推奨される。

- (2) 教室に集合して行う授業では、ドアノブ、机、マイク等の消毒を行うよう努める。また教室にできるだけ消毒薬を配備する。質疑応答用のマイクはマイクスタンドに設置することが望ましい。
- (3) 発熱や咳嗽が新たに出現した者は、理由の如何を問わず(原因特定が難しいため)、出席を禁ずる。
- (4) 無症状の者ではマスク着用は必須ではないが、唾液や鼻汁の飛散を防止するとともに、手を口や鼻に持ってくるのを防ぐ効果が期待できるので、励行する。
- (5) コロナウイルスは飛沫・接触感染で伝播するが、ウイルス粒子を含む小飛沫が放出されてからごく短時間、空中を浮遊する可能性が示唆されているので、室内の換気に努める。

2) 行事について

- (1) 行事の必要性や開催時期を検討し、中止・延期したり、ビデオ上映で代替するなどの措置を講ずることが望ましい。
- (2) 入学試験、発表会など資格や単位の認定に必要な行事を実施する場合は、感染対策を十分に行う。
- 3) クラブ・サークル活動について
 - (1) 態様が様々なので個別の対応が必要であるが、参加者相互の直接の接触があるもの、大声を出すものには注意を要する。
 - (2) 発熱や咳嗽などが新たに出現した者には活動への参加を求めず、療養を勧奨することが必要である。
 - (3) 合宿や試合は当面は控える。